

【主題】 生徒指導における「指導プログラム」の有効性に関する研究

【副題】 見通しを持たせた指導、SCの参加、ICTを用いた「チームとしての学校」の指導

【学校・団体名】 玉野市立玉野備南高等学校

【役職名・氏名】 教諭 松岡 雄介

1. はじめに

生徒指導提要(令和4年12月文科省)にあるように、生徒指導の目的とは、「児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えること」である。

本校もこの指導提要の趣旨を踏まえた学校経営目標が具現化できるように取り組んでいる。生徒課としては、学校グランドデザイン(下の図)にもあるように、生徒に身に付けさせたい社会的資質・能力の根幹に当たる「人間力」の育成に、生徒の主体性を促す学校行事やホールーム活動や生徒会・部活動を通じて取り組んでいる。



しかしながら、対人関係トラブルや触法行為を犯す事案は日常的に発生しており、特別指導を受ける生徒は年間2割程度いる。その発生には概ね2つの要因が考えられる。1つは当人に関わる要素で、問題行動を起こす生徒のほとんどが小学校や中学校で長期不登校を経験しているため、対人スキルの欠如が見られ、自らの言動が相手にどのような影響を与えているかが理解

できていない傾向にある。もう1つは本人を取り巻く環境にある。「見守り家庭」の生徒も多く、親からの保護が十分ではないため、社会的規範が幼いときから身に付いていないことがうかがえる。

これまでに問題行動を起こした生徒に対しては、再び学校での集団生活に戻れるように特別指導をしてきたが、その指導は指導に係る日数は決まっているが、指導内容は指導を担当する教員自身に任されていたことから、担当者が代われば、指導内容も代わるという一貫性に弱い面を持っていた。

その指導内容は当人が持つ『反省日誌』によって、次の担当者が初めて指導の経過を知る現状であった。特別指導を通じて変容した「目指す生徒像」を、予め担当者間で共有することもなかったことから、意図的、計画的なものではなかった。また、指導担当者が授業の空き時間にそれぞれの教員が個別に行うことから、組織的、系統的な指導とは言いがたいものであった。

さらに言えば、「無期特別指導」のように指導期間が明確に示されない指導においては、当人をはじめその保護者もどこまで指導を受ければよいのか、どれだけ反省すればよいのかの見通しが持てず、過去の指導においては残念ながら、途中で挫折して進路変更に及ぶ事態にもなっていたこともあったと聞く。

2. 研究の目的

問題行動を起こした生徒の中途退学を防ぎ、集団生活への復帰を目指すため、主体的に自らを律することができるような「指導プログラム」を開発する。

3. 研究の仮説

「指導プログラム」を作成することによって、次の2点に資するものと考ええる。

- 当該生徒において指導の見通しを持たせ、立ち直りを促進するのではないか。
- 校内教員において「チームとしての学校」の指導体制づくりに有効ではないか。

4. 研究の取組～「指導プログラム」の開発と運用～

(1)要件の策定

指導プログラムを開発するに当たって、かつて普通科進学校で生徒指導主事をしていた白髭の試み(2018)が参考になる。白髭は問題行動を起こした生徒の指導に関して、当人の課題に基づく個別最適な指導を目指すとともに、その保護者に対して学校への取組を説明し、家庭での協力を引き出そうとした。また、指導過程にルーブリックを活用した評価を設定し、特別指導が当該生徒の変容につながっているかを形成的に評価、確認しようとしていた。

参考にした要件は次のとおりである。

- ・最初に非行事実を振り返らせ、報告させること。
- ・変容してほしい目指す生徒像を示すこと。
- ・指導の内容や形態を示すこと。
- ・刑法からの視点で問題行動を理解させること。
- ・各指導の効果を確認する評価を設定すること。

以上の要件を基にしながらも、学び直しを必要とする生徒が多いことや見守り家庭が多い本校の実態から、加えるべき要素はあると判断した。本校生徒は概して教員の話を一方向的に聞くのが苦手であり、文字情報の読み取りが難しい。また、人との関わりが希薄なことから、自分の悩みを打ち明ける経験に乏しく、自分のことを心配している大人の存在に気付いていない。

そこで、次の2つの要件を新たに加えることにした。

- ・一人1台端末のChromebookを使って、非行事実がどのような刑法に触れ、過去、どのような結末になっているかを当人に調べさせること。
- ・指導後も身近に相談できる大人として、担当者にスクールカウンセラーにも入っていただくこと。

(2)作成の流れと留意事項

①非行事実を正確に把握する。

当該生徒に弁明の機会を与えるとともに関係者から事案の詳細を5W1Hで正確に聴き取る。聴き取った内容に間違いがないか当人に確認させ、間違いがなければ、調書に当人の自署を得ておく。

↓

②当該生徒の保護者に連絡を入れる。

学校が知り得た非行事実を保護者に一報として伝え、不測の事態に備えて保護者に迎えを要請する。保護者が来校した折に学校での特別指導に対

する協力を要請する。

↓

③生徒指導委員会で特別指導の原案検討を行う。

この段階で指導プログラムの素案も作成しておく。作成に当たっては、前述の(1)に挙げた7つの要件を基本とした。

指導の効果を確認する「評価」については、ルーブリックを活用した評価を参考にし、具体的な行動レベルでの変容を意識しながら記述した。

なお、評価は「A:とても良い、B:良い、C:あまり良くない、D:悪い」の4件法を採用した。4件法であれば、指導の効果の良し悪しがはっきりし、良くなければ担当者を代えたり、内容を変えたりして指導を補うことができる。3件法であれば、評価が中間に集中する恐れがあり、5件法では評価規準の内容が細か過ぎることになり、作成に時間を要してしまうことから採用しなかった。



④職員会議で審議する。

聴き取りで確認できた非行事実とともに、生徒指導委員会で検討した指導原案について審議する。

↓

⑤校長決裁を得る。

指導プログラムの詳細を校長に報告し、事前承認を得て作成を完了する。

(3)運用の実際

⑥特別指導の申し渡しを行う。

指導プログラムを記したものを当人とその保護者に渡す。当人には求められる変容を意識させるとともに、指導の道筋を説明することで見通しを持たせる。その保護者には学校の特別指導について説明するとともに、家庭での励ましや見守りの協力を要請する。

「無期特別指導」はあくまでも集団生活に復帰するための指導であり、懲罰ではないことを説明

する（藤澤 2023）。そのための指導プログラムであり、指導を通じて目指す変容を遂げれば学校生活に復帰できることを理解させる。

ここで言う目指す変容とは、「非行事実に対する当該生徒の深甚なる反省」を指す。併せて被害者がおれば、その被害者に対する心からの謝罪ができることを目指す。

↓

⑦関連する刑法に触れていることを確認させる。

この指導はプログラムの中でも極めて重要な意味を持つ。刑法をきちんと理解しておかなければ、非行事実から検挙される恐れがあるからである。

非行を犯した生徒から「中学校ではこんなことは問題にならなかった」という声をよく聞く。しかし、「こんなこと」の多くが実は触法行為であり、非行を犯した当時の年齢が中学1年生以下の14歳未満であったために補導はされることがあっても、検挙されることはなかったのである。高校生は同じことをしても14歳以上であることから検挙されてしまう。

中1以下は補導だが、高校生は処罰の対象!!			
教科書にいたずら書き、物を汚す隠す	器物損壊罪(261条)	逮捕!!	
髪を引っ張る、物を投げる、ケガをさせる	暴行罪(208条)、傷害罪(204条)	逮捕!!	
大勢の前で「ウザイ」「キモイ」と侮辱する	侮辱罪(231条)	逮捕!!	
ネット上で悪口、悪評を言いふらす	名誉毀損罪(230条)	逮捕!!	
先生にチクっただろ、殺すぞ!! 死ぬ!!	脅迫罪(222条)	逮捕!!	
相手が嫌がっているのに、無理矢理する	強要罪(223条)	逮捕!!	
お金を無理矢理に出させる、カツアゲ	恐喝罪(266条)、強盗罪(264条)	逮捕!!	
無理矢理に裸にする、ズボンをずらす	強制わいせつ罪(176条)	逮捕!!	

上のスライド（白髭 2023）は、学校内で起こりうる問題行動を表したものであるが、それらの全てが何らかの刑法に該当していることがわかる。

よって、加害生徒が深甚なる反省をし、決して再び非行をしないことを被害者に対して誓わなければ、身柄は警察に拘束される恐れは十分にある。そのようなことになれば、学校グランドデザインにも掲げた「持続的な就労と安定した生活を営む力を育てる」という学校経営目標は到底達成することはできない。

「被害者が警察に訴えなければ身柄拘束はされないのではないか」ということを言い放つ者もいるが、この発言は、被害届を出そうとすることへの牽制とも受け取れ、決して許すことはできない。被害者の動きを止めようとしても、生徒にとって安心・安全

な学校生活を保障する所属校の校長にあつては、被害生徒の人権を守るために管理権を行使し、独自に警察へ通報するべきである。

↓

⑧最終的に目指す生徒像を共通認識する。

このことは指導プログラムにおける最大の特長である。指導の最終ゴールを当該生徒とその保護者、指導を担当する教員やスクールカウンセラーが共通認識することで、それぞれの努力が1つの方向に結実してゆく効果は著しいものと期待できる。何よりも非行を犯した生徒が自らの行為を深く反省し、集団の中で学校生活が送れる社会性を持とうと努める限り、学校は手厚く支援してゆくメッセージを伝え、指導途中での進路変更を防ぎたい。

指導プログラムは、当該生徒が社会に出て行く時の「未来航海図」になっていることを期待している。

下の図は、暴力行為で「無期特別指導」になった生徒の指導プログラムの例である。

暴力行為への指導プログラム (例)										学年 指導事項別指導計画									
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
ねらい										ねらい									
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点		指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点	
指導事項		指導方法		指導時数		担当教員		評価の観点											

責から生徒双方から事情聴取を行い、加害生徒に対して厳重な警告指導を行っている。

5. 研究の検証 ～成果と課題～

(1) 当該生徒とその保護者の聴き取りから

被害生徒とその保護者は、今後の学校生活を慮り、級友を警察に訴えることを躊躇う傾向にある。しかし、生徒の教育環境の安心・安全を図る学校にあつては、刑法に触れる問題行動を指導の名の下に学校だけの範疇に留めるべきではない。本校の校長は平素から関係機関と連携を取っているため、このような暴力行為も警察の指導力を取り入れながら適切に指導することができた。被害を受けた女子生徒の保護者も「学校が警察と連携しているので安心した」との声を寄せており、被害生徒の心情に添った指導は、極めて重要である。

特別指導を申し渡す折に、加害生徒とその保護者に個別の指導プログラムを見せたところ、「学校側がこれほどしてくれるなら、家でも頑張りたい」「校長自らも指導に入るとは、学校の意気込みを感じる」との声があり、家庭と学校との「信頼」の醸成に資するものになったと感じられた。

暴力事件を起こした生徒は「無期特別指導」に入ったが、指導プログラムを示したところ、学校が退学を求めていることを知り、自暴自棄な態度を見せなかった。それどころか、学校側から示された最終的な指導後の着地点、変容してほしい生徒像を知ったことで、指導に積極的に取り組むような姿が見られた。

指導に一人1台端末 Chromebook を活用したことから、教員から一方的に注意を聴くばかりではなく、自らも該当する刑法を調べることで気づき方も新鮮な反応を見せた。関連する過去の事件も報道で知ることにより、自らの触法行為がどのような結末をたどっているかを知る機会も得た。

事件の反応もネット上の書き込みから知ることができ、対応を誤れば大きなことに発展することも理解したように見受けられた。

また、担当者にスクールカウンセラーに入ってもらったことから、当人は自分の困り感が相談できる身近な大人を知った。本校のスクールカウンセラーであることから定期的に相談できる状況は、当人の安心材料になっていることが聴き取りによって確認できた。

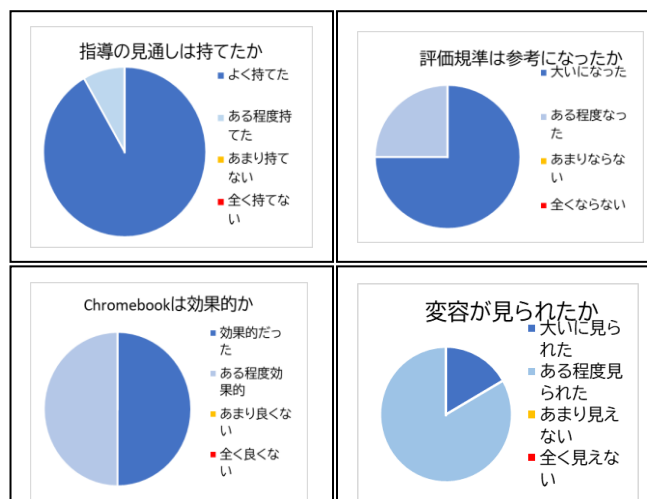
課題としては、当該生徒の再犯と家庭の教育力の不足が挙げられる。

当該生徒の行動特性は、これまでの長い年月によって培われてきたものであり、取り巻く環境、とりわけ家庭環境によっても形成されてきたものと考えられる。よって、個別の指導プログラムを作成し、それに則って指導したからと言って、一朝一夕に、劇的に改善されるものでもないだろう。人権を尊重した言動の習得には、それなりの時間を要するからだ。

しかし、学校側が指導プログラムを示したことで、当人が「学校からの期待」を感じ、その保護者が「学校の本気」を感じてくれる限り、時間はかかるだろうとも、指導は着実に実を結んでゆくものと信じたい。

(2) 指導を担当した教員の聴き取りから

指導プログラムに係るアンケート調査（松岡 2023）を行った。結果から担当者間で指導後の目指す生徒像が共有できたことがわかる。



指導した生徒が再び別の事案で指導対象となったことから「ある程度見られた」という回答が8割に上っている。「指導プログラムを被害生徒とその保護者に情報提供してはどうか」という意見があったが、人権に配慮しながら今後に取り入れたい。

6. おわりに

生徒指導の根本は日ごろの何気ない挨拶や関わり、授業規律、授業内容など学校生活の基本的な部分からスタートしていると考え。しかし、その関わり方の中でも特別指導案件が起こってしまった場合は今回研究した内容を用いて、「いつでも、誰でも、チーム学校での生徒指導対応」を作成できると考える。日々変わっていく社会、多様な生徒がいる中で最適な生徒指導をこれからも考えていきたい。